

## I. はじめに

世界中で二酸化炭素の排出量や地球温暖化が問題となっています。2016年に発効されたパリ協定やその前身となる京都議定書で定めた削減目標を達成するために、加盟各国がさまざまな取り組みを進める中、日本でも二酸化炭素の排出を抑える動きがあり、「太陽光」「風力」「水力」「地熱」「バイオマス」により発電された再生可能エネルギーを電力会社が一定期間/一定価格で買取を国が保証する固定価格買取制度（FIT=Feed-in Tariff）が2012年に導入されました。この制度により、発電設備への投資の回収見通しが立ちやすくなったことから、多くの企業が発電事業へ参入している状況です。

今回の Seiwa Newsletter では、このように増加する発電事業者において、会計上論点となりやすい項目を解説します。

## II. 適用される会計規則、法令

### (1) 適用する会計規則

発電事業者が営む事業は「電気業」に分類され、建設業や銀行業と同様の別記事業に該当し、財務諸表の用語、様式及び作成方法については「電気事業会計規則」に準拠することになります。

しかし、発電事業者のうち、その事業の用に供する発電用の電気工作物の出力の合計が200万kwを超えない場合には、勘定科目の分類や作成する財務諸表について、会社計算規則又は財務諸表規則にしたがって財務諸表を作成することができます。

### 【電気事業会計規則に基づく財務諸表の表示例】

#### ● 貸借対照表

資産の部		負債の部	
固定資産	XXX	固定負債	XXX
電気事業固定資産	XXX	...	
水力発電設備	XXX	流動負債	XXX
気力発電設備	XXX	...	
...		引当金	XXX
付帯事業固定資産	XXX	...	
...			
流動資産	XXX	純資産の部	
現金及び預金	XXX	株主資本	XXX
繰延資産	XXX	評価・換算差額等	XXX
...			

### (2) 電気事業会計規則の表示方法

電気事業会計規則は、一般事業会社に適用される会社計算規則等と比較すると次のような違いがあります。

#### ● 貸借対照表

一般事業会社は流動性配列法により表示しますが、総資産に占める固定資産の割合が高くなると考えられる電気事業者は、固定性配列法により表示します。

#### ● 損益計算書

一般事業会社では、売上高から売上原価、さらには販売費及び一般管理費を控除する形式で営業損益を表示しますが、電気事業者の損益計算書においては、売上原価と販売費及び一般管理費の区分がなく、電力事業営業収益から電力事業営業費用を控除する形式で営業損益を表示します。

### (3) 会社法監査

発電設備の建設には多額の投資が必要になることから、そのための資金調達も多額になることが一般的です。会社法上、最終事業年度に係る貸借対照表の負債総額が200億円以上又は資本金が5億円以上の株式会社は大会社に該当し、会計監査人の監査が義務付けられます。最終事業年度に係る貸借対照表とは、定時株主総会で承認又は報告された貸借対照表を指します。

例えば、2019年3月期の負債総額が200億円未満で、2020年3月期に負債総額が200億円以上となった場合、その貸借対照表が2020年6月の株主総会で承認され、2021年3月期より大会社の要件を満たすことが確定します。このため、2021年3月期から会計監査人の監査が義務付けられることになります。

#### ● 損益計算書

費用の部		収益の部	
営業費用	XXX	営業収益	XXX
電気事業営業費用	XXX	電気事業営業収益	XXX
付帯事業営業費用	XXX	付帯事業営業収益	XXX
営業利益	XXX		
営業外費用	XXX	営業外収益	XXX
財務費用	XXX	財務収益	XXX
事業外費用	XXX	事業外収益	XXX
当期経常費用合計	XXX	当期経常収益合計	XXX
当期経常利益	XXX		
特別損失	XXX	特別利益	XXX
...		...	

### III. 論点となりやすい会計事象

#### (1) 固定資産の耐用年数

一般的には法定耐用年数に基づいて固定資産の減価償却を行います。事業期間を固定価格買取制度に基づく買取期間（例：太陽光 10～20 年、風力 20 年）と同一に設定している場合やあらかじめ事業期間が決まっている場合には、その期間を考慮して固定資産の耐用年数を決定する必要があります。特に、法定耐用年数よりも事業期間が短い場合は、各期において減価償却不足が生じないように注意してください。

#### (2) 借入金の調達費用

発電設備の建設には多額の資金投資が必要となるため、複数の金融機関が協調して銀行団を組成するシンジケートローンを利用して資金調達するケースがあります。

この際、銀行団を取りまとめる幹事金融機関（アレンジャー）に支払う組成手数料（アレンジメントフィー）や事務手数料（エージェンツフィー）等については、支払いの対価となる役務提供の内容を考慮して、費用処理のタイミングを検討する必要があります。なお、アレンジメントフィーであれば、銀行団の組成時に一括費用処理する実務が一般的です。

#### (3) 金利スワップの特例処理

金利スワップにおける特例処理は、金利スワップ取引がヘッジ対象たる資産又は負債とほとんど一体とみなせる場合に限り認められています。

シンジケートローンにより多額の資金調達を行う場合、金利スワップも 1 契約ではなく、個々の借入に対応した複数の契約を締結するケースが考えられます。このような場合には、スワップ契約を締結した目的や実態に合わせて、複数契約を一体として特例処理の要件を満たすか否かを検討することが適切です。

#### (4) 包括的長期為替予約

バイオマス発電を行う事業者は、燃料となるヤシ殻や木質チップ・ペレットの多くを海外から輸入しています。一方で、電力会社との契約買取価格は円建であり、かつ契約期間が買取期間と同じ 20 年と長期にわたる場合、為替の変動リスクに大きくさらされることとなります。この為替リスクを回避するために、長期の為替予約を行うケースがあります。

外貨建輸入取引に係る為替予約のうち 1 年以上のものは、原則として、会計処理上は投機目的と考え、為替予約の時価評価差額を純損益に計上します。ただし、輸入見合いの長期の円建売契約があるか、次のいずれかの要件を満たす場合には、為替予約の時価評価差額を繰延ヘッジ損益として純資産の部に計上できる場合があり、発電事業者においては、電力

会社と買取契約を締結することで、これらの要件を満たす可能性があります。

- 為替相場の合理的な予測に基づく売上と輸入（輸入品目を特定する必要あり）に係る合理的な経営計画（通常 3 年程度）があり、かつ、損失が予想されない場合
- 輸入予定取引に対応する円建売上に係る解約不能の契約があり、かつ損失とならない場合

#### (5) 資産除去債務

発電事業用に賃借した土地を更地にして貸主に返却する義務がある又は法令で除去する義務がある有害物質等が設備に使用されている等の場合には、当該除去費用を資産除去債務として認識する必要があります。

建設中の段階であっても、原状回復義務を負う場合には資産除去債務の認識が求められますので、注意してください。

#### (6) 修繕引当金

発電設備については、法令や事業方針にしたがって定めた修繕計画に基づき、一定期間で修繕やメンテナンスを実施することになります。修繕等に要する金額を過去の経験等に基づいて合理的に見積もることができる場合には、当該修繕等が法律に基づくものであるかに関わらず、将来の修繕費用を引当金として計上する必要があります。

#### (7) 法人事業税

発電事業者を含む電気供給業は、所得ではなく、収入金額を課税標準とする収入割が課されます。これは、電気供給業は料金認可制により費用の価格転嫁が容易であり、かつ所得が低く抑えられるため、所得課税方式では事業規模に見合った税負担とならないためです。

### IV. おわりに

日本の総発電量に占める再生可能エネルギー比率は、2017 年時点で 16% であり、カナダ（66%）、イタリア（35%）、ドイツ（33%）などの先進国と比較して低水準です。2030 年までにその割合を 22~24% へ引き上げる目標を掲げており、FIT 関連法案の改正作業も進められています。今後、再生可能エネルギーによる電力のさらなる確保が期待されます。

ご質問等は下記までお願いいたします

メール : [research@seiwa-audit.or.jp](mailto:research@seiwa-audit.or.jp)

ウェブサイト : <http://www.seiwa-audit.or.jp/contact/>